

わじまケアネット連絡協議会規約

(目 的)

第1条 輪島市および周辺地域の医療・介護サービス事業者間等の連携を強化し、要援護者及びその家族に質の高いサービスを継続的・包括的に提供することを目的としてわじまケアネット連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 医療・介護サービス事業者間の情報交換に関すること
- (2) 医療・介護サービス事業者の質の向上のための学習会及び研修に関すること
- (3) 医療・介護サービス事業者間の連携及びその強化に関すること
- (4) その他地域包括ケア推進に関すること

(組 織)

第3条 協議会は、介護保険施設サービス事業者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス受託事業者（以下「事業者等」という。）、地域医療の代表者及び行政関係者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、第6条第2項に規定する委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。また、次条第1項各号に規定する部会の代表者の任期についても会長及び副会長の例による。

(部 会)

第6条 協議会は、サービスの向上を図るため、次に掲げる部会（以下「各部会」という。）を置く。

- (1) 介護保険施設部会
- (2) 居宅介護支援部会
- (3) 地域密着型サービス部会
- (4) 居宅サービス部会
- (5) 通所サービス部会
- (6) 地域医療部会

2 各部会に属する委員は、前項第2号の居宅介護支援部会については、介護支援専門員全員とし、第2号を除く部会においては、本協議会の目的に賛同した事業者

等の法人代表者もしくはこの者が指名した者とする。

(会議)

第7条 協議会は、第1条の目的の達成のため次に掲げる会議を開くことができる。

- (1) 各部会の代表者並びに介護保険担当課及び地域包括支援センターの代表者からなる代表者会議
- (2) 各部会の担当者会議
- (3) 各部会に属する事業者等の管理者等からなる管理者会議

(代表者会議)

第8条 代表者会議は、各部会の代表者2名以上及び介護保険担当課並びに地域包括支援センターの代表者で構成し、会長がこれを招集し、会長が議長を務める。

- 2 代表者会議は、事業の計画、事業報告及び規約の改廃を行う。
- 3 代表者会議の議事は、出席者の過半数以上で決するものとし、可否同数のときは会長の決するところによる。

(担当者会議)

第9条 担当者会議は、本協議会の目的に賛同した事業者等により構成され、各部会の介護サービスの質の向上及び他部会との連携強化に寄与する事業を行う。

- 2 担当者会議は、各部会の代表者が招集する。
- 3 担当者会議は、必要に応じて適宜開催される。

(管理者会議)

第10条 管理者会議は、本協議会の目的に賛同した事業者等の法人代表者もしくは管理者等及び介護保険担当課並びに地域包括支援センターの各代表者により構成され、市における医療・福祉行政の在り方についての共通認識を高めるために開催される。

- 2 管理者会議は、介護保険担当課が招集する。
- 3 管理者会議は、必要に応じて適宜開催される。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、輪島市地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年1月14日から施行する。
- 2 この規約は、平成27年4月1日から施行する。